

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 道路交通法

根拠条項 : 第22条の2第1項

処分の概要 : 最高速度違反行為に係る指示

原権者（委任先） : 都道府県公安委員会（方面公安委員会）

法令の定め :

處 分 基 準 :

「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反が行われたと認められるような場合であり

具体的には、

- ・ 使用者が、当該運転者に対して、当該車両の使用の業務に関して最高速度違反をすることを誘発するような行為をしていた場合
- ・ 同一の車両について、最高速度違反が繰り返されたような場合
- ・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について最高速度違反が行われたような場合

などである。

問い合わせ先 :

備 考 :